

第 588 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 7 年 11 月 11 日(火) 15:00～15:08

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第588回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第 2 部の議題については、個別の民間企業等の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第 2 部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の 1 「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○高橋総合監査室長　総合監査室の高橋でございます。

資料 3 を御覧ください。私からは、「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、御説明をさせていただきます。

1. 趣旨 と 2. 本年度の進め方(案) になりますけれども、本日は、電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について御審議いただくということでございまして、その趣旨ですが、資料の13行目になりますけれども、みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金につきましては、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなって

おります。

これは、4ページ以降におつけしております「経済産業大臣の処分に係る審査基準」で決まっているものでございます。

本日は、10月28日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対しまして、原価算定期間が終了している中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、それから九州電力株式会社における2024年度の事後評価について、意見の求めがありました。

これは、資料3-1としまして7ページにおつけしております。

そうしたことから、本委員会において本年度の進め方を確認していただいた上で、今後の料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認していただくこととしたいということでございます。

<参考>までにですが、23行目に今申し上げました3社以外の7社、こちらにつきましては、2023年6月に料金改定を行い、現在、原価算定期間中のみなし小売電気事業者を記載しております。

原価算定期間は、3ページにおつけしておりますので、御参照ください。

「評価の内容」ですけれども、32行目以降になります。

<ステップ1>としましては、36行目ですが、規制部門の電気事業利益率による基準ということで、個社の規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、全てのみなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうかという点を確認いたします。

これを上回りますと、<ステップ2>としまして、前回、料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額を超えているかどうか、または、自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかということを確認することになっています。

46行目ですけれども、ステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、ステップ3以降、これも最後におつけしておりますけれども、評価を実施し、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討するというフローになってございます。

**3. スケジュール** につきましては、今後の料金制度専門会合において御審議いただき、その審議の内容と審議の結果につきましては、こちらも、今後の委員会において御報告をさせていただく予定にしております。

以上、私からの説明になります。御審議をよろしく願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、高橋室長から御説明を、よろしく願いいたします。

○高橋総合監査室長　引き続きまして、総合監査室の高橋でございます。

資料4を御覧ください。こちらでは、「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、御説明をさせていただきます。

**1. 趣旨**とか「評価内容」は、今し方説明させていただきました電気と同様の立てつけになっております。

17行目以降ですけれども、ガスの対象事業者ですが、こちらは旧一般ガスみなしガス小売事業者4社ございまして、東邦瓦斯株式会社、日本瓦斯株式会社、南海ガス株式会社、それから熱海瓦斯株式会社があります。そのうち熱海瓦斯につきましては、原価算定期間が終了していないということで、事後評価の対象外となります。つきましては、東邦瓦斯、日本瓦斯、南海ガスの事後評価を行うこととなっております。

こちらも、今後の料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認していただくこととしたいということで、電気と同じスケジュールを考えております。

「評価内容」につきましては、35行目以降ですけれども、＜ステップ1＞としまして、個社の規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門のガス事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認する。

上回っている場合には、＜ステップ2＞としまして、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額あるいは本支管投資額または事業報酬額のいずれかの額を超えているかどうかという点と、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかと

いう点を確認することとなっています。

以上で、ほかは電気の事後評価と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○高橋総合監査室長　　ありがとうございました。

○横山委員長　　予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

――了――